

表彰に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、会員表彰に関して必要な事項を定める。

(表彰の実施)

第2条 表彰等は、定時総会・経営士全国研究会議又は特別式典等の場において行う他、会長が特に必要と認める場合は、その都度実施する。

- 2 表彰等は、表彰状または感謝状の進呈により行うほか、理事会の決議により副賞または記念品をそえることができる。
- 3 表彰等を受ける者については、会長が理事会にはかり決定する。

(会員の表彰)

第3条 会員のうち、次の各号に一に該当する者は、会員表彰の対象とする。

- (1) 会員在籍が10年以上となった者を周年事業式典で表彰する。以降、10年加算するごとに表彰する。
- (2) 経営士全国研究会議への参加が、10回となった者を経営士全国研究会議で表彰する。以降5回を加算するごとに表彰する。
- (3) 理事又は支部長から推薦された者で、表彰に値すると認められた者。

(役員等の表彰等)

第4条 役員(本部及び支部)のうち、顕著な貢献をしたものについては理事会の承認を得て表彰することができる。

(会員外の表彰等)

第5条 本会对し顕著な貢献をしたものについては、理事会の承認を得て表彰することができる。

(運 用)

第6条 この規程の運用及び解釈については、会長が決定する。

(改 廃)

第7条 この規程は、必要と認めるときに理事会の承認を得て改正することができる。

(附則)この規程は、平成25年4月1日より施行する。